

福岡県道路交通法施行細則新旧対照表

〔昭和47年4月1日〕
福岡県公安委員会規則第7号

(改正部分は、二重下線部分である。)

旧	新
<p>目次～様式第5号 (略)</p> <p>様式第6号 (第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 この標章は、福岡県公安委員会による駐車禁止規制、駐車禁止規制又は時間制限駐車 区間規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。</p> <p>次のような駐車はできません。</p> <p>(1) 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法 (昭和35年法律第105号) <u>第44条</u> 及び第75条の8)</p> <p>(2) 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第45条第1項及び第2項)</p> <p>(3) 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第47条)</p> <p>(4) 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和37年法律第1 45号) 第11条第1項)</p> <p>(5) 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)</p> <p>2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現に使用中のとき以外には使用できません。</p> <p>3 この標章を使用するときは、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の 前面の見やすい箇所に掲出してください。</p> <p>4 現場において、警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。</p> <p>5 この標章を不正に使用したときは、返納を命ぜられることがあります。</p> <p>6 次に掲げるときは、この標章 (3)のときにおいては、発見し、又は回復した標章) を速 やかに返納してください。</p> <p>(1) 有効期限が経過したとき。</p> <p>(2) 交付を受けた理由がなくなったとき。</p> <p>(3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。</p> <p>使用者 所在地</p> <p style="text-align: right;">事業所名</p> </div> <p>様式第7号 (第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 この標章は、福岡県公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場 所では使用できません。</p> <p>次のような駐車はできません。</p> <p>(1) 駐車禁止場所の駐車 (道路交通法 (昭和35年法律第105号) <u>第44条</u>及び 第75条の8)</p> <p>(2) 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第45条第1項及び第2項)</p> <p>(3) 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第47条)</p> <p>(4) 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和37年法律第1 45号) 第11条第1項)</p> <p>(5) 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)</p> <p>2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現に使用中のとき以外には使用できません。</p> <p>3 この標章を使用するときは、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の 前面の見やすい箇所に掲出してください。</p> <p>4 現場において、警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。</p> <p>5 この標章を不正に使用したときは、返納を命ぜられることがあります。</p> <p>6 次に掲げるときは、この標章 (3)のときにおいては、発見し、又は回復した標章) を速 やかに返納してください。</p> <p>(1) 有効期限が経過したとき。</p> <p>(2) 交付を受けた理由がなくなったとき。</p> <p>(3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。</p> <p>使用者 住所又は所在地</p> <p style="text-align: right;">氏名又は事業所名</p> </div>	<p>目次～様式第5号 (略)</p> <p>様式第6号 (第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 この標章は、福岡県公安委員会による駐車禁止規制、駐車禁止規制又は時間制限駐車 区間規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。</p> <p>次のような駐車はできません。</p> <p>(1) 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法 (昭和35年法律第105号) <u>第44条</u> 第1項及び第75条の8)</p> <p>(2) 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第45条第1項及び第2項)</p> <p>(3) 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第47条)</p> <p>(4) 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和37年法律第1 45号) 第11条第1項)</p> <p>(5) 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)</p> <p>2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現に使用中のとき以外には使用できません。</p> <p>3 この標章を使用するときは、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の 前面の見やすい箇所に掲出してください。</p> <p>4 現場において、警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。</p> <p>5 この標章を不正に使用したときは、返納を命ぜられることがあります。</p> <p>6 次に掲げるときは、この標章 (3)のときにおいては、発見し、又は回復した標章) を速 やかに返納してください。</p> <p>(1) 有効期限が経過したとき。</p> <p>(2) 交付を受けた理由がなくなったとき。</p> <p>(3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。</p> <p>使用者 所在地</p> <p style="text-align: right;">事業所名</p> </div> <p>様式第7号 (第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 この標章は、福岡県公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場 所では使用できません。</p> <p>次のような駐車はできません。</p> <p>(1) 駐車禁止場所の駐車 (道路交通法 (昭和35年法律第105号) <u>第44条</u>第1 項及び第75条の8)</p> <p>(2) 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第45条第1項及び第2項)</p> <p>(3) 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第47条)</p> <p>(4) 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和37年法律第1 45号) 第11条第1項)</p> <p>(5) 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)</p> <p>2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現に使用中のとき以外には使用できません。</p> <p>3 この標章を使用するときは、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の 前面の見やすい箇所に掲出してください。</p> <p>4 現場において、警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。</p> <p>5 この標章を不正に使用したときは、返納を命ぜられることがあります。</p> <p>6 次に掲げるときは、この標章 (3)のときにおいては、発見し、又は回復した標章) を速 やかに返納してください。</p> <p>(1) 有効期限が経過したとき。</p> <p>(2) 交付を受けた理由がなくなったとき。</p> <p>(3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。</p> <p>使用者 住所又は所在地</p> <p style="text-align: right;">氏名又は事業所名</p> </div>

様式第 8 号 (第 4 条関係)

(表)

(略)

(略)

(裏)

注 意 事 項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

- 次のような駐車はできません。
- (1) 駐停車禁止場所の駐車 (道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 44 条及び第 75 条の 8)
 - (2) 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第 45 条第 1 項及び第 2 項)
 - (3) 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第 47 条)
 - (4) 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和 37 年法律第 145 号) 第 11 条第 1 項)
 - (5) 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 2 項)

2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現使用中のとき以外には使用できません。

3 この標章を使用するときは、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用したときは、返納を命ぜられることがあります。

6 次に掲げるときは、この標章 (3)のときにあつては、発見し、又は回復した標章) を速やかに返納してください。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

使用者 住所 氏名

様式第 9 号 (第 4 条関係)

(表)

(略)

(略)

(裏)

注 意 事 項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

- 次のような駐車はできません。
- (1) 駐停車禁止場所の駐車 (道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 44 条及び第 75 条の 8)
 - (2) 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第 45 条第 1 項及び第 2 項)
 - (3) 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第 47 条)
 - (4) 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和 37 年法律第 145 号) 第 11 条第 1 項)
 - (5) 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 2 項)

2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現使用中のとき以外には使用できません。

3 この標章を使用するときは、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用したときは、返納を命ぜられることがあります。

6 次に掲げるときは、この標章 (3)のときにあつては、発見し、又は回復した標章) を速やかに返納してください。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

使用者 住所 氏名

様式第 10 号～様式第 71 号 (略)

様式第 8 号 (第 4 条関係)

(表)

(略)

(略)

(裏)

注 意 事 項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

- 次のような駐車はできません。
- (1) 駐停車禁止場所の駐車 (道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 44 条第 1 項及び第 75 条の 8)
 - (2) 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第 45 条第 1 項及び第 2 項)
 - (3) 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第 47 条)
 - (4) 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和 37 年法律第 145 号) 第 11 条第 1 項)
 - (5) 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 2 項)

2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現使用中のとき以外には使用できません。

3 この標章を使用するときは、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用したときは、返納を命ぜられることがあります。

6 次に掲げるときは、この標章 (3)のときにあつては、発見し、又は回復した標章) を速やかに返納してください。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

使用者 住所 氏名

様式第 9 号 (第 4 条関係)

(表)

(略)

(略)

(裏)

注 意 事 項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

- 次のような駐車はできません。
- (1) 駐停車禁止場所の駐車 (道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 44 条第 1 項及び第 75 条の 8)
 - (2) 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第 45 条第 1 項及び第 2 項)
 - (3) 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第 47 条)
 - (4) 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和 37 年法律第 145 号) 第 11 条第 1 項)
 - (5) 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 2 項)

2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現使用中のとき以外には使用できません。

3 この標章を使用するときは、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用したときは、返納を命ぜられることがあります。

6 次に掲げるときは、この標章 (3)のときにあつては、発見し、又は回復した標章) を速やかに返納してください。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

使用者 住所 氏名

様式第 10 号～様式第 71 号 (略)